

社会福祉法人愛江会 役員報酬・弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛江会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の費用弁償について定めるものとする。 (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

2. 理事長職の役員のみ、その職務において月額80,000円を勤務実態に即して支給する。 (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員であり、施設での報酬を受けている場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

江南市内	3000円の旅費または粗品
その他	3000円の旅費または粗品

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

江南市内	3000円の旅費
その他	3000円の旅費

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 第2条第2項の改正は、平成29年4月1日からとする。